熊谷市農地集積支援事業費補助金交付要綱

平成２５年　３月２９日決　　裁
令和　元年　７月２４日一部改正
令和　３年１１月　１日一部改正
令和　４年　４月１５日一部改正
令和　５年　４月　１日一部改正
令和　８年　４月　１日一部改正

（趣旨）

第１条　市は、農地集積の推進を図り、効率的な土地利用による経営規模の拡大を支援するため、新たに畦畔除去を行い農地の一体利用を行う耕作者及びこれに協力した農地の所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年１０月１日規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　補助金交付の対象となる事業及び補助金の額は、別記「熊谷市農地集積支援事業実施基準」のとおりとする。

（交付申請書の様式）

第３条　規則第５条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

（記載事項）

第４条　規則第５条第２項第５号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

(1)　事業計画書（添付様式第１－１）
(2)　農地基本台帳の写し
(3)　誓約書（添付様式１－２）

２　規則第５条第１項第３号に掲げる事項は、記載することを要しない。

３　規則第５条第２項第１号から第４号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第５条　規則第８条第１項の交付決定通知書及び同条第２項通知書の様式は、それぞれ様式第２号及び様式第３号とおりとする。

（実績報告書）

第６条　補助事業者は、事業を完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む）したときは、規則第１２条の規定に基づき、その日から３０日以内に、様式第４号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第７条　規則第１３条第１項の補助金額の確定通知は、様式第５号のとおりとする。

２　規則第１３条第１項の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

（補助金請求書の様式）

第８条　規則第１５条の交付請求書の様式は、様式第６号のとおりとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付対象となった農地の農業上の利用の継続が、事業を行った年度から起算して５年に満たないと認められるときは、次の各号を除き、補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

(1)　災害により対象農地の利用ができなくなった場合

(2)　公共の用に供するための買収が行われた場合

(3)　耕作者等農業上の利用を行っていた者の死亡等により利用ができなくなった場合

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和元年７月２４日から施行する。

２　この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別記（第２条関係）

熊谷市農地集積支援事業実施基準

第１　農地集積支援事業実施基準

１　交付対象者

補助金の交付対象者は、農地の一体利用のため、新たに畦畔除去を行う耕作者及びこれに協力した農地の所有者とし、事業を行う年度から起算して５年間以上農地の一体利用が見込まれるものとする。

２　交付対象農地

⑴　補助金の交付対象となる農地は、当該畦畔を除去したことにより一体利用が可能となった農地とする。ただし、当該農地の耕作者と農地の所有者が同一又は同一世帯員の場合は交付対象としないものとする。

⑵　補助金の交付対象となる農地は、当該畦畔と直接接する農地とする。

第２　補助金の額

補助金の額は、以下のとおりとする。

交付対象者	単位	泥畦畔	コンクリート畦畔
耕作者	１０メートルごとに	３００円	５，５００円
所有者	１０アールあたり	１０，０００円	

※ただし畦畔除去を実施しようとする距離に１０メートル未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

第３　境界杭等の保全

当該畦畔の除去に伴う境界杭等の保全及び復元等については、当事者間で対応するものとする。